

令和6年10月17日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期限
X-187	電磁波領域の能力強化に関する調査・研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年12月4日（水）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）入札に関する条件 仕様書3.3(2)ア〜カに定める本業務の実施体制並びに仕様書6.2.1(1)〜(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年10月31日（木）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
（5）この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和6年11月20日（水）12：00までに提出しなければならない。
（6）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年12月2日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（7）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲

渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕様書			
件名	電磁波領域の能力強化に関する調査・研究	作成年月日	令和6年10月4日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「電磁波領域の能力強化に関する調査・研究」を実施するに当たり、その実施要領を定めるものである。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (2) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）
- (3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- (4) 秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号。平成19年4月27日）
- (5) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号。26.12.24）
- (6) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）
- (7) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (8) 著作権法（昭和45年法律第48号）

1.3 用語の定義

(1) 電磁波

電場と磁場の変化を伝播する波（波動）。一般には、電波、赤外線、可視光線（光）、紫外線等の総称。

(2) 電波

電波法（昭和25年法律第131号）第2条1号において規定される300万MHz以下の周波数の電磁波をいう。

(3) 電磁波領域

「国家防衛戦略について」（令和４年１２月１６日。国家安全保障会議決定・閣議決定）において、宇宙・サイバーと並んで示される領域横断作戦を遂行する上で重要な領域の一つをいう。電磁波領域の能力は、電子戦の能力及び電磁波管理の能力からなる。

（４）電子戦

電磁波、主として電波を効果的・積極的に利用して行う戦闘のことをいう。電子戦の能力は、一般に電子攻撃、電子防護、電子戦支援に区分される。

（５）電磁波管理

電子戦能力を担保するため、電磁波の利用状況を把握し、自衛隊の部隊が利用する電磁波を適切に管理・調整を行うことをいう。

２ 役務の内容

電磁波領域に関する調査対象国（米国のほか、NATO（北大西洋条約機構）から２か国を基準とする。）の政策・技術などの動向調査を行い、防衛省・自衛隊が行う電磁波領域の能力向上に係る施策の検討についての支援・助言を行う。なお、調査対象国については、契約の相手方と官側が協議し決定するものとする。

2.1 電磁波領域の動向調査

電磁波領域に関する各国の政策・技術・運用などの動向について調査する。特に、各国の電磁波領域の能力向上に関する政策、電磁波領域の最新技術、技術から兵器への実装及び実運用の状況を調査するものとし、細部は官との調整による。なお、調査は、防衛省が別途示す文書を踏まえ実施すること。

2.2 電磁波領域の能力向上に係る施策の検討への支援・助言

毎月１回を基準に官側が別途指定する会議に参加し、前項の電磁波領域の動向調査等を通じて得られた知見の説明、防衛省・自衛隊における電磁波領域の能力向上に係る施策の立案に資する調査、および官の政策に対する助言・支援を行うものとし、細部は官との調整による。

３ 調査研究に関する要求

3.1 契約期間

契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

3.2 役務実績等

契約の相手方は、次を満たすものとする。

- （１）直近３年以内に官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において調査研究または技術支援を行った実績を有していること、または、実績を有するものを業務に従事させられることを示せること。
- （２）前号の調査研究または技術支援が電波または電磁波領域に関するものである

こと、または、電波または電磁波領域に関する専門的知見を有していることを示せること。

3.3 本役務の実施体制

(1) 契約の相手方は、この役務の履行に際し、管理責任者を定め、官側からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。

(2) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

ア 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下、前項の管理責任者を含め、「業務従事者」という。）を確保すること。

イ 業務従事者は、履行に必要な若しくは有用な、または背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

ウ 業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

(3) 3.1 の契約期間においては、同一の業務従事者が役務を実施することを原則とする。ただし、特別な理由があると官側が認めた場合はこの限りではない。

3.4 第三者に係る取扱い

(1) 契約の相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名、業務範囲等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該第三者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。

(2) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、知り得た知識を第三者に漏洩（前号に規定する第三者であり、当該第三者の業務範囲に当たるものを除く。）又は他に転用しないこと。

4 実施要領

4.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出する。

4.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る実施計画書を作成し、官側へ提出する。

4.3 官側への定期報告

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務の進捗や実施内容について毎月 1 回以上、官側に報告する。進捗状況について実施計画書とのかい離が生じた場

合、速やかに官側に報告のうえ、本役務の進め方について官側と調整を行う。
その際、必要に応じ、実施計画書を改訂する。

4.4 報告書等の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務の成果を取りまとめた報告書を作成し提出する。なお、当該報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けるものとする。4.3 の定期報告において資料を用いる場合も同様の扱いとする。

5 提出書類等

5.1 提出書類

契約の相手方は、表 1 に示す提出書類を防衛省整備計画局サイバー整備課に提出する。提出方法等は以下のとおりとする。

- (1) 報告書は、契約の相手方が用意する電子媒体（CD-R 等）により 1 部提出する。作成に当たっては、エコマークやグリーンマーク認定等、環境へ配慮したものを使用する。
- (2) 電子媒体に保存する形式は、Microsoft Office（Word または Power Point）を用いて作成し、作成したファイルを PDF ファイルとしたものと合わせて電子媒体に保存し提出する。
- (3) 提出時期は表 1 に示すとおりとし、報告書については、提出時期について官側と調整することとする。
- (4) 体制表、実施計画書の電子媒体については電子メールによる送付を可とする。

表 1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	電子媒体（1 部）
2	実施計画書	契約後速やかに	電子媒体（1 部）
3	報告書	官側の確認を得た上で、契約納期まで	電子媒体（1 部）

5.2 提出場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課

6 その他

6.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.2 情報保全

6.2.1 情報保全に係る体制の確保

契約の相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- (1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- (2) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制。
- (3) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達または漏えいされないことを保障する履行体制。

6.2.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- (1) 契約相手方は、6.2.1の事項等の情報セキュリティが侵害されまたは侵害されるおそれが発生した場合においては、遅滞することなく、直ちに官側へ報告するものとする。
- (2) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図るものとする。
- (3) 契約相手方は、本役務の履行に当たっては、知り得た保護情報の取扱いに際して、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（調達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表2のとおりとする。

表2 保護すべき情報

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	報告書	各国の電磁波領域に係る動向について整理した結果	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される

2	契約の履行の一環として官側より入手、収集した情報	自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	場合には保護の対象とする。
---	--------------------------	--------------------------------	---------------

6.2.3 保護すべき情報としない情報

本役務において、公開情報、公刊文献等から収集及び整理する公知の情報は、保護すべき情報として扱わないものとする。

6.3 秘密の保全

契約の相手方は、役務の履行にあたり秘密に係る情報を取り扱う場合は、「秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）」及び「装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第 19072 号。26. 12. 24）」で示された契約ガイドラインに従い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該契約において、秘密に係る情報の取扱は、官側の指定する場所以外では取り扱ってはならない。

6.4 所有権及び著作権

（1）本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約の相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

（2）この他、著作権その他の権利については、別紙のとおり取り扱うものとする。

6.5 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の基準を満たすものでなければならない。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.6 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講じること。
- 2 この契約において作成した報告書が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何等らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる報告書の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される。（以下「留保著作権等」という。）
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した報告書の著作権を官側に譲渡することとし、報告書の納入時に**属紙第1「報告書に関する著作権譲渡証明書」**を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、報告書の納入時に**属紙第2「報告書に関する著作者人格権不行使証書」**を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、報告書に関する著作権等の留保を主張する場合は「報告書に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3「報告書に関する留保著作権等内訳書」**を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

報告書に関する留保著作権等内訳書

報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和 年 月 日
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月日	令和6年10月4日
件 名	電磁波領域の能力強化に関する調査・研究	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
報告書	各国の電磁波領域に係る動向について整理した結果	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
契約の履行の一環として官側より入手、収集した情報	自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	

3 特記事項